



平成 19 年 5 月 16 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿南三丁目 2 番 17 号
アリアケジャパン株式会社
代表取締役社長 岡田 甲子男
(コード番号 2815 東証第 1 部)
(問合せ先)
専務取締役 菊島 末夫
電 話 03-3791-3301

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 19 年 6 月 15 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の従業員に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を取締役会決議により発行するものであります。

この「株式報酬型ストックオプション」は、当社の業績報酬制度において、業績連動による賞与の一部として、当該新株予約権を付与し、株式を保有することにより、業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、長期的に優秀な人財を確保・育成することを目的とするものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の株を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整する。

(3) 発行する株式予約権の総数

1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当りの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、前項(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権より発行または移転される株式 1 株当りの金銭の額を 1 円とし、これに株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において当社の従業員であることを必要とする。但し、正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めないものとする。

その他の条件については、本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会でされた場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、当社は、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったことにより、新株予約権を行使できなかった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権については当社は無償で取得することができる。

当社はいつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却できるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡はできないものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から 1 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 上記の内容については、平成 19 年 6 月 15 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会において「株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以上